

# 市民相談等一覧表

(※一部、県の相談窓口)

種類	相談内容	日時	場所・問い合わせ	相談員
家庭相談	夫婦、親子に関する問題	毎週月曜日 9:00～16:00	市民相談室 (まちづくり推進課) TEL058-383-1884	市民生活相談員
暴力相談	暴力行為や暴力団対策などに関する相談	毎月第1.3月曜日 9:00～12:00		各務原警察署員
犯罪被害者相談	犯罪被害に遭われた方やご遺族の方に対する支援の紹介など	毎月第1.3月曜日 9:00～12:00		各務原警察署員 市職員(随時)
消費生活相談室 【予約優先】	商品やサービスの契約トラブルなど個人の消費生活に関する相談	毎週月.水.木.金曜日 10:00～17:00		消費生活相談員
法律相談 【要予約】	紛争や事故などの訴訟や法律問題(予約:前日10時～受付。前日が休日の場合は当日受付。7名まで)	毎週火曜日 13:00～(1人20分)		弁護士
行政相談	国及び国が負担する県や市の事業に対する苦情や要望	毎月第1.2.3火曜日 10:00～12:00		行政相談委員
一般相談	くらしの中での法律に関する困りごと、悩みごと	毎週水.木.金曜日 9:00～16:00		市民生活相談員
不動産相談	土地、家屋、空家の売買、貸借など不動産問題	毎月第1水曜日 9:00～12:00		宅地建物取引士
建築相談 【要予約】	建築全般に関すること、空家の維持・管理・利活用など(予約:前日まで。4名まで)	毎月第1水曜日 13:00～15:00		建築士
登記・土地境界相談	不動産(土地・家屋・空家)の登記手続き、相続、遺言、土地の境界問題など	毎月第2.4水曜日 13:00～16:00		司法書士・土地家屋調査士
行政書士相談	相続・遺言手続、農地転用、開発手続きなど	毎月第3木曜日 9:00～12:00		行政書士
女性のための法律相談 【要予約】	離婚、養育費、相続、DVなど主に女性が抱える悩みや問題(予約:前日10時～受付。前日が休日の場合は当日受付。6名まで)	毎月第4木曜日 14:00～(1人20分) ○祝日の場合は第3木曜日		女性弁護士
税務相談	所得税、相続税、贈与税など税金に関すること	毎月第1.3金曜日 9:00～12:00		税理士
労働・社会保険相談	労災、雇用、失業保険、労働基準法など	毎月第2金曜日 10:00～12:00		社会保険労務士
人権相談	差別、中傷、いじめ、家庭内暴力、性的少数者(LGBT)など人権問題	毎月第1金曜日 13:00～16:00	人権擁護委員	
結婚相談 【要予約】	結婚相手を見つけるお手伝い(予約:結婚相談所で開所日の9:00～16:00に電話で受付)	毎週水.土曜日 9:30～15:00 (1人15分)	結婚相談所 (産業文化センター5階) TEL058-383-6212	結婚相談員
年金相談	主に厚生年金に関する相談	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00	市民課 TEL058-383-1113	年金相談員
家庭児童相談	育児などに関する相談	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	子ども家庭支援課 TEL058-383-7203	家庭児童相談員
ひとり親・女性相談	ひとり親家庭などの生活相談 DV相談	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	子ども家庭支援課 TEL058-383-7203	母子・父子自立支援員 兼女性相談員
妊娠・出産・子育て相談	妊産婦、子育て中の方の育児などに関する悩み・不安に関する相談	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	母子健康包括支援センター クローバー TEL058-383-7204	保健師・精神保健福祉士 ・子育て支援相談員
教育相談	学校の友達関係・学習・発達・不登校など、子育てに関する悩み全般、子どもたちの悩み・不安	毎週火曜日～土曜日 9:00～17:30	教育センター すてっぷ TEL058-383-7290	相談員・発達支援員 ・臨床心理士
少年相談	不登校、思春期の心の悩みや親としての心配ごと	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00	少年センター (産業文化センター7階) TEL058-389-3700	専任補導員
高齢者相談	高齢者の生活問題など	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	高齢福祉課 TEL058-383-1779	市職員
障がい者相談	福祉サービス全般、日常生活、就労に関することなど	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	基幹相談支援センター すまいる TEL058-389-7111	社会福祉士、精神保健福祉士、 介護福祉士など
外国人市民相談	ポルトガル語・英語などによる生活相談 ○その他についても電話通訳を介して対応可能な場合があります	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	国際交流サロン TEL058-383-1417	ブラジル人・アメリカ人 相談員など
心の健康相談※ 【要予約】	精神的な病気の対応や治療について(予約:岐阜保健所)◎4月はお休み	毎月第2木曜日 14:30～15:30	岐阜保健所 予約TEL058-380-3004	保健所嘱託医師
交通事故相談※	交通事故における過失割合、損害賠償額など	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00	県民生活相談センター TEL058-277-1001 電話相談可能	県民生活相談センター 交通事故相談員

- 終了時間の1時間前までに各相談窓口へお越し下さい。
- 市民相談室の相談時間は、原則1人30分です。
- 市民相談室・結婚相談所は、正午から午後1時まではお休みです。
- 祝日は休みます。相談の種類によっては、盆(8月13日～8月15日)、および年末年始(12月25日～1月4日)はお休みしますので、ご来庁前にお問い合わせください。
- 相談員の都合により、相談をお休みすることがあります。

発行：各務原市役所まちづくり推進課(令和3年10月1日現在)

お問い合わせは、  
各務原市役所 まちづくり推進課  
TEL：(058) 383-1884(直通)  
FAX：(058) 382-7110  
mail：ssodan1@city.kakamigahara.gifu.jp  
および、上記記載の各相談窓口へ

# 2022年4月から成年年齢が 20歳から18歳に引き下げられます！

未成年のときは、親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権※により取り消すことができました。

成年になると未成年者取消権は使えなくなり、**いったん契約すると簡単に取り消すことができなくなります。**

※民法第5条第2項で定められている、未成年者が親権者等法定代理人の同意を得ずに締結した契約は、原則として取り消すことができる権利

## ○保護者の同意なしでこんな契約ができます！

1人暮らしのアパートを借りる



携帯電話を購入する



クレジットカードをつくる



消費者金融でお金を借りる



## ○成年年齢の引き下げで、“変わること” “変わらないこと”

<18歳からできるようになること(変わること)>

- ・保護者の同意なしでの契約
- ・10年間有効なパスポートの取得
- ・公認会計士や司法書士などの国家資格取得
- ・結婚(男女とも18歳に統一) など

<20歳のまま変わらないこと>

- ・飲酒・喫煙
- ・競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル
- ・中型自動車免許等の取得
- ・養子を迎えること
- ・国民年金保険料の納付義務 など

## ○「新成人」は悪質業者のターゲットに！

未成年者が保護者の同意がない契約をした場合は、原則その契約を取り消すことができます。そのため、悪質業者は、社会経験が浅く、**契約を取り消すことができない「新成人」**を狙います。

## ○契約とは何だろう？

私たちの日常生活は、多くの契約で成り立っています。

契約とは、法律上の責任が伴う約束のことで、皆さんが普段何気なく行っていることも契約にあたります。

自動販売機でジュースを買う



バスに乗る



電気を使う



美容院で髪を切る



### ①契約の成立

契約は「申込」と「承諾」で成立します



### ②契約が成立すると、相手の同意なく一方的にやめることができません。

ただし、次の場合はやめることができます。

未成年者契約の取消し

商品に問題があった場合など

クーリング・オフ制度

#### (注意！)

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。18歳になれば、未成年者取消権を行使できなくなる。

## ○よくある契約トラブル

### <定期購入トラブル>

「実質無料 初回のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。1回だけのつもりで申し込んだが、同封された書類を確認すると、5回分の受け取りが条件となっている定期購入だったことが分かった。



### <マルチ商法トラブル>

友人から「ネットビジネスで稼げる話がある」と誘われた。「仕入れたものをインターネットで転売すれば儲かる。まずは50万円払ってノウハウを学ぶ必要がある」と言われた。「お金がない」と言うと消費者金融に連れていかれ、その場で借金をした。その後、数回ノウハウを聞いたが、役立つ内容ではなく、儲からないので「やめたい」と言ったところ、「それなら友人を紹介するように」と勧められ、なかなかやめさせてくれず困っている。

## ○賢い消費者になるために知っておいてほしいこと

### ①契約は慎重に！

契約は、「口約束」や「スマートフォンをクリックして約束」しても成立します。契約書に署名押印することだけが契約ではありません。自分で納得して行動しましょう。

### ②うまい話には気を付けて！

お金が簡単に儲かるなんてうまい話はありません。うまい話を信じて、お金や個人情報を盗み取られないよう気を付けましょう。

### ③必要がなければ、勇気をもってはっきり断る！

いらない時は、「必要ありません」とはっきり断りましょう。成年になると、原則契約が取り消せません。本当に必要か、よく考えて契約しましょう。

### ④成年になって間もない人の消費者トラブルに注意！

悪質業者は、成年になって間もない人をターゲットに話を持ちかけます。未成年者取消権が使えないので、特に注意が必要です。

### ⑤困ったときは、すぐに相談！

一人で悩まず、家族やお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

**「消費者ホットライン188」**はお近くの消費生活相談窓口につながる共通の番号です。